

平成17年度分

国民健康保険税の

納税通知書を送付します

平成17年度分の国保税納税通知書は、7月中旬までに世帯主あてに郵送します。納期は7月から翌年2月まで8回納期です。納付には便利な口座振替をおすすめします。口座振替申込書は納税通知書につづられています。

国民健康保険税の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日

国民健康保険税の計算方法

医療保険分		
区分	計算方法	税率
所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	8.30%
資産割額	本年度の固定資産税額 (土地・家屋分)	31.00%
均等割額	国保加入者 1人につき	16,800円
平等割額	加入者人数に関係なく 1世帯につき	18,000円
課税限度額		530,000円

介護保険分 (40歳以上65歳未満の国保加入者)		
区分	計算方法	税率
所得割額	前年の所得金額 - 基礎控除 (33万円)	0.85%
均等割額	40歳以上65歳未満の国保加入者 1人につき	7,800円
課税限度額		70,000円

国保税は医療費の支払に使われています

国保高年齢受給者証をお持ちの方へ

納付いただいた国保税は、加入者が保険医療機関に支払いをした3割(年齢要件等により、2割または1割)の医療費を除く7割分の医療費の支払に使われています。

(昭和7年10月1日以後生まれの方)

国保事業は、加入者相互の助け合いによつて成り立つ保険制度ですので、国保税を納めない人がいると、加入者間の税負担の公平性を欠くばかりでなく、国保事業の運営自体が困難になります。

国保に加入している昭和7年10月1日以後に生まれた方の「国保高年齢受給者証(白色)」は7月31日が有効期限です。新しい国保高年齢受給者証は7月下旬までに郵送します。

国保税は、納付期限までに納付をお願いします。

医療機関では国保の保険証と高年齢受給者証を提示してください。

国保税は、納付期限までに納付をお願いします。

加入している健康保険が変わった方は、保険年金課にお届けをお願いします。

係内 2162

係内 2162

町税等の納期のお知らせ  
納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 **8月1日**  
固定資産税 2期  
国民健康保険税 1期  
介護保険料 1期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎収税課④2156

昭和7年9月30日以前に生まれた方の老人保健受給者証の更新

昭和7年9月30日以前に生まれた方には老人保健受給者証(白色三つ折り)を交付してありますが、保険医療機関での本人の負担区分(1割または2割)は、毎年定期的に前年の所得を基準に見直しをすることになっていきます。

受給者証の表紙に記入してある負担区分が変更になる方には、7月中に受給者証を送付します。

旧受給者証は、後日、持参または郵送により返却をお願いします。

受給者証が送付されなかった方の負担区分は変更がありませんので、引き続き現在お持ちの受給者証をお使いください。

有効期限はありません。

加入している健康保険が変わった方は、保険年金課にお届けをお願いします。

医療機関では健康保険証と老人保健受給者証を提示してください。

係内 2161

# 年金受給者のみなさん

## 現況届は忘れずに！

現況届とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを年1回確認するものです。毎年誕生月の初めごろに、社会保険業務センターから届出用紙が送付されます。

現況届が送られてきた方は提出期限までに返送してください。提出期限までに提出がないと、年金の支払が一時的に止まります。

なお、現況届が届かない方

や紛失してしまった方は、近くの社会保険事務所（または役場年金係）にご相談ください。

次の場合には、現況届を提出する必要がないため、届出用紙をお送りしていません。年金の支給の決定を受けてからまだ1年たたないとき、年金の全部が支給停止となっているとき

支給停止となっていた年金

## 年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。そのほか年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時：7月26日(火)  
13時～16時

場所：役場3階第3会議室

☎ 保険年金課年金係②164

☎ 2164  
☎ 保険年金課年金係

### ポイント

65歳時に、はがき形式の老齢給付裁定請求書を提出された方は、上記に該当するため、66歳時の現況届は送付されません。

受けている年金の種類などによって、医師の診断書などが必要な場合があります。複数の年金を受けている方も、例外を除き、1枚の現況届を提出すればよいことになっています。

ご存じですか？

## 国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者など）で、保険料を納めることが困難な方には、申請によって保険料の全額または半額が免除される制度があります。

免除の承認期間は、7月から翌年6月までとなりますが、今年度については、平成17年4月から17年6月分も申請することができます。申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けられない場合もありますので、お早めに申請の手続きをしてください。

免除になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得を審査して決まります。

免除となる所得の基準は、個人個人で異なり、本人・配偶者・世帯主全員の前年所得が、定められた範囲内であればなりません。

（全額免除のめやす）

$$\text{計算式} = (\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

（半額免除のめやす）

$$\text{計算式} = 118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$$

半額免除の承認を受けた場合、半額の保険料を納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

☎ 2164  
☎ 保険年金課年金係

なお、前年の所得のほか、天災や失業、事業の廃止の場合にも審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えて、申請してください。